

# 入札説明書

(平成24年10月10日付け公告分)

京都府立与謝の海病院 事務部会計課

# 入札説明書

京都府立与謝の海病院  
事務部 会計課

- 1 契約担当者 京都府立与謝の海病院長 関本 達之
- 2 担当部局 〒629-2261 京都府与謝郡与謝野町字男山481番地  
京都府立与謝の海病院 事務部会計課  
電話番号 0772-46-3371 (内線 6322)
- 3 入札に付する事項
  - (1) 購入物品の名称及び数量  
一覧表のとおり
  - (2) 購入物品の内容等及び納入期限  
仕様書及び一覧表のとおり
  - (3) 納入場所  
京都府立与謝の海病院
- 4 入札に参加する者に必要な資格  
入札に参加することのできる者は、次の(1)から(6)までのいずれにも該当する者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者に限る。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
  - (2) 府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者
  - (3) 審査基準日(平成24年4月1日をいう。)において直前2営業年度以上の営業実績を有する者
  - (4) 一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載していない者
  - (5) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者
  - (6) 薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく医療機器の販売業の許可を得ている者
- 5 資格審査の申請手続  
資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。
  - (1) 申請書の提出期間等
    - ア 提出期間 平成24年10月10日(水)から平成24年10月22日(月)まで
    - イ 提出場所 2に同じ。

ウ 提出方法 提出期間中（ただし、日曜日、土曜日を除く）の午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時を除く）の間に持参により提出するものとし、郵送及び電送による提出は認めない。

(2) 添付資料

申請書には次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、京都府における物品の製造の請負及び物品の買入に係る競争入札参加者の資格を得ている者は、当該資格審査結果通知書の写しを提出することにより、アからオに掲げる資料の添付を省略することができる。また、京都府立与謝の海病院医療機器に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登録されている者は、当該資格審査結果通知書の写しを提出することにより、アからカに掲げる資料の添付を省略することができる。

ア 法人にあっては商業登記簿謄本及び定款の写し、個人にあってはその者の成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書並びに破産者で復権を得ないものでないことの証明書

イ 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 法人にあっては審査基準日の直前2営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書）、個人にあっては審査基準日の直前の事業年度に係る所得税の確定申告書の写し

オ 営業実績調書

カ 薬事法に基づく医療機器の販売業許可の写し

キ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

(3) その他

申請書等の作成等に要する経費は作成者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は申請書を提出した者に文書で通知する。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日 時 平成24年10月26日（金） 時間は一覧表のとおり

イ 場 所 京都府立与謝の海病院 地域医療センター（本館3階）

(2) 入札方法

ア 入札書は持参によるものとする。

イ 代理者が入札する場合は、委任状を当日提出しなければならない。

ウ 入札書及び委任状については、別添の記入例によること。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

(3) 質疑書

入札者は、入札説明書及び仕様書を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、質疑書（別紙様式）により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア 質疑書

(ア) 提出期限 平成 24 年 10 月 22 日（月）午後 4 時 30 分まで  
（質疑がない場合には、提出不要）

(イ) 提出方法 持参提出

(ウ) 提出場所 2 に同じ

イ 回答書

(ア) 交付日 平成 24 年 10 月 24 日（水）午後 3 時から

(イ) 交付場所 2 に同じ

ウ 質疑書及び回答書は、仕様書の一部として入札条件になる。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書若しくは確認資料を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同じ入札に 2 以上の入札（他の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他不正行為をした者の入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札に関する条件に違反した者のした入札

(7) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を

落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者は平成24年11月2日（金）までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

ウ 落札者となるべき者が、予定価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合がある。

エ 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約に移行する場合がある。

## 7 入札保証金

免除する。

## 8 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

## 9 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項に該当する場合は、免除する。

## 10 契約書の作成の要否

要する。

## 11 その他

(1) 1から10までに定めるもののほか、京都府会計規則に定めるところによる。

(2) 落札決定後であっても、この入札に関して談合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。